

「おはよう」登校路で声のかけ合い

町中に広げよう あいさつの輪

あいさつ道路に「おはよう」とび交う

「おはよう」「おはようございませす」朝の登校路に明るい声がとび交います。阿知須小学校の通学路は「あいさつ道路」となって明るさを増したようです。

七月一日から同校PTAが提唱、行き交う人がお互いに声をかけ合います。そして心のふれ合いを広げようという願いを込めての「あいさつ道路」。総延長は約二千六百メートル。

路面にはところどころ掌をひろげたようなシンボルマークが描かれています。デザインは国平隆さん(南祝)父娘の考案、道路そばにある運動推進の看板は山下優治さん(前山)父子のデザイン、「小さな親切」運動も経費の一部を援助するなど、多くの人の善意と熱意が集ってのあいさつ運動の提唱です。

半月間の実施の結果は「あいさつをしても知らん顔をする大人もいる」といって、残念がっている子どももいます。これからは、大人から声をかけてみましょう。きつと、元気な声がこだまし、明るい笑顔がみなぎることでしょう。

お母さんたちもいっています。「町中にひろげようあいさつの輪 ふれ合いの輪」

シートベルトは必ず着用

9月から新しい道路交通法

道路交通法の一部が改正され、九月一日から施行されます。主な改正点は①全ての道路でのシートベルト着用②原付自転車(ミニバイク)のヘルメット着用を義務づけたこと③原付自転車の右折方法を変更したこと④自動二輪車の二人乗りの制限⑤騒音行為の禁止⑥初心者の講習強化などです。

では、どのように改められるのか述べてみましょう。



① どんな道路を走るときでも運転者はシートベルトを締めなければなりません。助手席に乗る人も同様です。

シートベルトの着用義務

シートベルトやヘルメットを着用していたために交通事故故にあっても命が助かったという人がいます。反対に着けていなかったために死んだという人もたくさんいます。シートベルトもヘルメットも人のためにするのではなく、自分のためにあるのですが、それが実行されないために、尊い人命が毎日のように失われています。今回の道路交通法改正は罰則を適用してでも人命を守ろうという強い決意と願いが込められているのです。

② どんな道路を走るときでも運転者はシートベルトを締めなければなりません。助手席に乗る人も同様です。

理由がある場合は除かれます。タクシートの助手席に客が乗った場合には、その客は、シートベルト着用義務の免除者にはならないが、シートベルトの着用をうながす、相当の努力がなされた場合には、行政処分の対象にならないこと

③ 運転免許取得後一年を経過しない者が交通違反し、減点が四・五点になったとき

違反の多い 初心者は講習

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。



④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。



② 原付運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで、原付を運転してはなりません。自動二輪の運転者がヘルメットをかぶらないで、自動二輪を運転した場合は、道路の区別がなく一点減点となります。

② 原付運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで、原付を運転してはなりません。自動二輪の運転者がヘルメットをかぶらないで、自動二輪を運転した場合は、道路の区別がなく一点減点となります。

その運転者に対し、現行の着用努力義務から一歩進め、違反者には行政処分の対象とすることにしました。

ただし、ヘルメットの生産能力に問題があることから、当面は街頭指導などに努め、行政処分点を差引くのは来年度九月以降の予定です。

自動二輪については、現在、制限速度四十キロ以上の道路を走る場合に限って行政処分点数の減点対象となっていないが、今後は道路に区別なく、ヘルメットをかぶっていない人は一点減点となります。

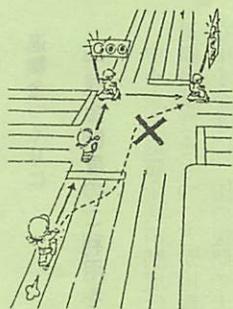
③ 運転免許取得後一年を経過しない者が交通違反し、減点が四・五点になったとき

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

ためて右折するという方式です。違反者には一点減点のほか一万円以下の罰金または料、二万円の反則金が課せられます。



騒音もいけません

⑤ 他人に著しく迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような

違反駐車車の保管と処分

⑦ 違反駐車車両を移動させて保管後に、一定の条件を

8月10日 みんなのために思いやり
8月～夏の交通安全健民運動

「思いやり みんなのための交通安全」をスローガンに夏の交通安全健民運動が展開されます。期間は八月一日から十日までの十日間。
夏は睡眠不足や過労になりがちです。暴走族もめだつてきます。自らの安全を心掛け

方法で、急発進・急加速などの運転をしてはいけません。

〔改正のポイント〕

- 急発進・急加速運転、空ぶかしなどが禁止されます。
- 原付・二輪、四輪車とも対象となります。

暴走族のまき散らす騒音をなんとかしてほしいということから登場したのが、今回の迷惑騒音走行の禁止です。

二輪車、四輪車を問わず、また、いわゆる改造マフラーを付けていたかどうかの区別なく、著しく迷惑を及ぼすような急発進・急加速運転、あるいは停止していても空ぶかしなどをすると取締りの対象になります。

これまででは、一一〇番など満たす場合は、車両を売却して代金保管とすることができ

ます。また、一定の期間が経過した後は車両や売却代金の所有

者とともに無謀な運転者への監視の目を光らせましょう。今回の運動の重点目標は次の四つです。

- 一、無謀運転（過労運転・飲酒運転・速度違反）の防止
- 二、シートベルト・ヘルメット着用 の定着化
- 三、歩行者・自転車利用者、特に、子どもと高齢者の交通事故防止
- 四、暴走族の追放



へ迷惑騒音が通報されたような時でも、いちいち騒音計で計り、それが一定基準を超えた場合のみ、整備不良車として取締りの対象になるというわけで、実際には、多くの人員や器材を必要とし、効果的な取締りができませんでした。

権が都道府県に移ります。

- 〔改正のポイント〕
- 引き取り手のない違法駐車車両は処分されます。
- その車両や売却代金は都道府県に納められることがあります。

現在の道交法では、違法駐車車両は必要によって移動などの措置がとられ、運転者や所有者は、その移動や保管に要した費用を取らなければなりません。

しかし、車両台数の増加とともに、レッカー車で移動保管したものの、それを引き取る人が現れず保管費用がかさんだり、現われても移動・保管費用を納めない人がふ

著しい迷惑」とはどのような場合をいうのか気になります。たとえば健康者が普通の迷惑と感じた騒音でも、病気の人や赤ちゃんなどにとっては「著しい迷惑」となることも考えられますので、深夜や早朝はとくに、静かさを心がけた運転を今以上に望まれるわけです。

自動二輪の二人乗りに制限

⑥ 二輪免許を受けていた期間が一年に達しない者は、二人乗りをして自動二輪車を運転してはいけません。

〔改正のポイント〕

- 罰金、反則金と、処分点数が伴います。

えています。ところが、現在の法律では、所有者に返還できない場合、無制限に保管してはならない

とあります。現在の法律では、所有者に返還できない場合、無制限に保管してはならない

を返還しなければならぬ。ちなみに、返還までに一か月以上要した車両は年間千七百台を超え、最終的に返還不能となった車両も百九十台（五十八年中）あります。引取人の所在不明、所有者等不明、引取り拒否、服役中、死亡などがその理由となっています。

そこで、これらの問題を合理的に改めようということで、今回の措置がとられるようになります。具体的な改正の内容は次のとおりです。



現在の法律では、高速道路や自動車専用道路などで二輪車の二人乗りが禁止されていますが、初心者是一般道路でも禁止となります。

違反者には、行政処分点数一点と、三万円以下の罰金、四万円の反則金が科せられます。



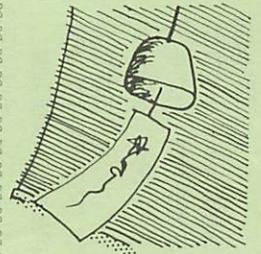
自動二輪車による死亡事故の中で、同乗中の死者は二割から三割にのぼり、特に初心者の運転による事故が目立つため、今回の厳しい措置がとられたといえるでしょう。

売却の費用は売却代金から支払い、買受人がいなければ廃棄できる。

②警察署長は、車両の移動、保管などに要した費用を納めるように命じたり、納めない人に督促したりする。督促を受けた者が一定の期間を経過した後も全額を納めないときは、国税滞納処分と同様に徴収できる。

- ①保管の公示三か月を経過し、その保管に相当以上の費用を要するときは、車両を売却して代金を保管することができ
- ④保管の公示後六か月を経過したときは、その車両（または売却代金）の所有権は都道府県のものになる。
- ⑤車両の積載物も車両本体と同じ扱い。

おし らせ



転出の届け出は 正しく、事前に

他の市町村へ転出される人
には転出先の市町村役場へ提
出する「転出証明書」が必要
です。

この転出証明書を交付して
いる町住民課では「転出証明
書交付申請書」への正確な記
入をお願いしています。

転出される人の氏名、転出
先の住所、転出する予定年月
日などは、あらかじめ確めて
おいてください。

退職金つくり

中退金制度のご利用を

中小企業退職金共済制度は
退職金制度をもつことが困難
な中小企業に、国の援助で大
企業と同じような退職金が支
払うことができるようにする
ことを目的としています。

この機会に中小企業の皆さ
んのご利用をおすすめします。
〈特色〉

①国の制度ですから、安全・

また、転出の届け出をされ
る場合、次のことにもご注意
を。

①印鑑登録をしている人は印
鑑登録証(カード)を返して
ください。

②国民年金、国民健康保険に
加入されている人は年金手帳
保険証の提出を。

③印鑑を忘れずに。認印でも
結構です。

なお、転出の届け出は転出
する日の前日までに、本人か
家族の人が手続きをしてくだ
さい。

寒漬を郵便小包で

郵政省が特産品奨励

郵政省は全国各地の特産品
を幾つか指定し、ふるさとの特
産品を郵便小包で送ろう」と
呼びかけています。

この中で本町の寒漬が指
定されましたが、生産者の希

成人式は八月十五日

通知が来ない人は連絡を

本町の成人式は八月十五日
(木)に行われます。すでに
該当者には通知済みですが、

「まだ通知がない」とか、「今
年は成人式のはずだが……」
また、学生で「住民票は町外
にあるが阿知須の成人式に参
加したい」と思われる人は、
八月三日(土)午前中までに
町教育委員会へご連絡くださ
います。

③過去の勤務期間も通算でき
ます。
〈掛金〉
千二百円〜一万六千円まで
の十九種類の中から選ぶこと
ができます。

〈加入手続き〉
各金融機関備え付けの申込
書に申込金(一回目の掛金)
を添えて、金融機関へ申し込
んでください。
くわしくは町産業課商工水
産係まで。



確実です。

②掛金は全額経費扱いになり

望により、山口県経済連阿知
須漬物加工場の製品のみこの
対象となっています。

寒漬は二百グラム入り八袋
で代金・送料合わせて千八百
円から二千円までです。
料金の違いは距離によって
送料が異なるためです。

申込みは同漬物工場か阿知
須郵便局へ。

い。

なお、今年の該当者は昭和
四十年四月二日から四十一年
四月一日までに生まれた人で
七月十五日現在で八十四人で
す。

式典のあと山陽町在住の漫
画家なかはら・かぜ氏の「熱
中することの意義」の記念講
演があります。

くすりの相談はお気軽に

「へチマ水の作り方」や「日焼けの手当方法」「害虫の駆除方法」「薬の効果、副作用」など何でもお気軽にご相談・ご質問を。

「くすりの相談室」(山口県薬剤師会内)

電話 山口 23-1193
受付時間 平日 9:00~12:00, 13:00~16:00
土曜日 9:00~12:00

「目で見る県政教室」

「目で見る県政教室」の参加者を募集中

「目で見る県政教室」の参加者を次のとおり募集しています。

目的 県民のみなさんに県や市町村の施設にご案内して、県政に対するご理解をいただき、ご意見をお聞きする。

対象 宇部市・小野田市・阿知須町に居住する十八歳以上の
人。
月日 九月六日(金)
案内施設 育成牧場、畜産試験場、秋芳町ナシ選果場

案内方法 貸切バスを利用
費用 五百円(弁当代)
申し込み方法 ハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、山口県庁広報課「目で見る県政教室」係(〒七五三、山口市滝町一一一、電話山口②三一一)へ

締め切り 八月二十三日(金)
「知事への提言」
特別テーマを設けて募集
対話と参加の県政をすすめ

そのためにはまず、資格審査を受けることになりませんがこの申請期限は八月十日です。詳細は山口県出納局用度課(〒七五三山口市滝町一一一)

サンゴ礁の特別展

県と県教育委員会では次のとおり特別展「サンゴ礁」を開いています。夏休中の子どもさんを連れて見学されてみ

るために、提言をお寄せください。県では県民の声を集めています。提言用ハガキと提言用箱は阿知須町役場町民相談係に設置しています。今回特に次のテーマの提言を募集しています。

「山口県観光の将来」
山口県は観光県か
「21世紀に向けて県政の振興と県民福祉の向上を」
「第四次県勢振興の長期展望」に期待すること

資格申請は八月十日まで
県への物品納入業者など
県が発注する物品の製造の請負い、物品の買入れ・売り払いの契約の指名競争入札に参加しようとする者は、県に登録された者でないときません。

そのためにはまず、資格審査を受けることになりませんがこの申請期限は八月十日です。詳細は山口県出納局用度課(〒七五三山口市滝町一一一)

てはいかがでしょうか。
▽会場 県立博物館
▽会期 八月十八日(日)まで、ただし月曜日は休館
▽料金 大人六百円、高大生三百円、小中生二百円